

京都市訓令甲第29号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表会計室の項中「会計課長」を「次長」に、「会計課庶務係長」を「庶務係長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室広報課)